

## 平成 29 年度事業計画について

### 主な事業計画

#### [公益目的事業]

##### ① 研修相談事業（公 1）

税務研修事業については厚狭税務署の協力を得て、また税理士会に協力を仰ぎ税務署職員・税理士を講師として税務に関する諸項目について研修を行い、税務知識全般の理解を深めていく方針です。

受講対象者を初心者向け・中級者向け・経営執行部向けと区分して内容を分けて実施していきたいと思います。税制改正の説明会と併せて研修活動を実施してまいります。

法人会の理念に基づき、税のオピニオンリーダーとしての経営者の団体として、29 年度は企業の税務コンプライアンス向上のため、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を中心としてとして取組みます。

##### イ. 税務研修会

厚狭税務署の法人課税統括官を講師に迎え、各支部単位で厚狭間税会との共催により、自主点検チェックシートをふまえ、税務事務に関する注意事項と税制改正事項を中心に税務研修会を行っていきます。

##### ロ. 研修委員会・税制委員会による税務研修会

会員の税に関する知識習得のため税理士会に協力を仰ぎ税理士等を講師に迎え研修会を行います。

##### ② 租税教育事業（公 1）

- ・ 女性部会を中心に小学生 5・6 年生を対象に「税の絵はがきコンクール」を実施します。
- ・ 青年部会を中心に講師を選出し小学校・中学校で租税教室を実施します。  
（今期より、高等学校の租税教室にも取り組む方針です）
- ・ 女性部会を中心に「税について考える週間」の行事として秋祭り等の会場で他の税務関連団体と協力して税金クイズを行います。

### ③ 税の広報事業（公1）

- ・ 会報の発行  
法人会の活動状況と税にかかる情報を広く伝達するために、厚狭法人会会報「法人会報」を発行します
- ・ その他刊行物の配布  
その他の税にかかる情報物も配布します。あわせて全法連が発行している季刊誌「ほうじん」を配布します
- ・ その他、ホームページにも税の広報資料を掲載し税情報の広報活動を行います
- ・ また税金クイズを通じて市民に対して税の仕組みと税の大切さをアピールしてまいります
- ・ 全法連の実施するアンケートシステムへの登録拡大を行います

### ④ 税制提言事業（公1）

- ・ 税制改正に関する提言の採択  
平成30年度税制改正要望が各単位会よりの意見がアンケート等を通じて、各地域の県連より全法連税制委員会に提出され、平成29年10月5日の全法連全国大会・福井大会で提言内容が示されます
- ・ 提言活動  
採択された事項を、当会所在地の市長、及び市議会議長に対して提言してまいります

### ⑤ 経営支援事業（公2）

研修委員会・青年・女性部会の主催により著名な講師を招き、経営にかかる研修を行い会員の自己啓発を支援いたします。

### ⑥ 社会貢献事業（公2）

過去に管内小学校に希望を募って図書を配布しておりましたが、今年度は収入と支出を勘案して休止いたします。

## [共益事業]

(収益事業等会計に相当するもの)

### ①福利厚生関係（共益）

取扱い 3 社との連携を強化して法人会の財政基盤の安定化に寄与する福利厚生制度の普及と加入促進のために、厚生委員会を主体に推進いたします。また、従来よりも厚生委員会の活動を強化します。

### ②会員増強事業（共益）

組織基盤の強化につきましては会員減少が続いておりますが役員企業の紹介により組織委員会が主体となって推進いたします。未取引先および新規法人成りした企業に対してのアプローチの経過を記録に残すことによりより計画的に実施します。また、地域ごとの増加数を割り当てる当の施策を講じていきたいと思っております。当面、29年度末には会員数 500 以上を目指します。

③ 29年度は山口県青年部会連絡協議会青年の集い厚狭大会が開催されます。厚狭法人会青年部会が青年の集いの主幹事となります。(セントラルホテルにて平成 29 年 9 月 8 日開催予定)

### ④役員税務研修

活動の中核を担っている役員を対象に厚狭税務署職員を講師に迎え、厚狭間税会との共催で税務研修を行います。

### ⑤部会活動

現在の租税教育活動の中心的な役割を果たし、将来の法人会組織の中核を担う、青年部会・女性部会活動及び支部等事業を含めて親睦に関する事業を行い、組織の強化を図ります。

### ⑥インターネットセミナー

利用状況を鑑み、28年度末をもって終了いたします。

## [管理関係]

(法人会計に相当するもの)

- 総務・組織・研修・厚生・広報・税制委員会等の諸会議を活発化させます。
- 次回の山口県の立ち入り検査への対応を含め、管理体制のレベルアップを図り、公益法人にふさわしい諸規定の制定、改正を進めます。（特定個人情報取扱規定の制定等）
- パート職員を雇用し、事務の向上とサービスの向上を図ります。